

(1) 金沢学院大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 金沢学院大学大学院（以下「本大学院」という。）は、広い視野と現代に則した理念に基づく学識を授けるとともに、専門分野における研究能力及び高度の専門性を有する職業等に必要な能力を養い、併せて生涯学習を支える指導者を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の項目ならびにその実施体制等については、別に定める。

第2章 課程、研究科、専攻、収容定員及び修業年限

(課程及び研究科の目的)

第3条 本大学院に置く課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、その前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

5 研究科における目的については、別に定める。

(研究科、専攻及び収容定員)

第4条 本大学院における研究科、専攻及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営情報学研究科	経営情報学専攻	10名	20名	4名	12名
人文学研究科	人文学専攻	5名	10名		
	心理学専攻	4名	8名		
スポーツ健康学研究科	スポーツ健康学専攻	5名	10名		

(修業年限)

第5条 本大学院の修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とする。

(在学年数の制限)

第5条の2 修士課程及び博士前期課程に4年、博士後期課程に6年を超えて在学することができない。

2 第16条の2の規定により入学を認められた修士課程及び博士前期課程の者には在籍期間制限を設け、その在籍期間を4年とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の学期の開始日及び終了日については、学長は臨時に変更することができる。
- 3 各学期の授業実施日等は、別に定める学年暦による。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に定める休日

学年暦により定める夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日

- 2 学長は休業日の追加及び変更を行うことができる。
- 3 休業日であっても、必要に応じて授業を行うことがある。

第4章 授業科目及び履修単位

(授業及び研究指導)

第9条 本大学院の教育研究は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

第10条 本大学院において開設する授業科目及び履修単位は、修士課程及び博士前期課程については別表第1、別表第2、別表第3、博士後期課程については別表第4のとおりとする。

- 2 履修科目の選択については、予め指導教員の指導を受けるものとする。ただし、必要に応じて複数の指導教員(主・副)がつく場合がある。

(単位の計算方法)

第11条 各授業科目に対する単位数の計算方法については、金沢学院大学学則第22条の規定を準用する。

(単位の授与)

第12条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学修の評価)

第13条 授業科目の単位修得の評価は、平素の履修状況及び試験に基づいて行う。

- 2 前項の評価は、修士課程及び博士前期課程においては、秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格、不可を不合格とする。博士後期課程においては、可否の判定のみを行う。

(他大学院研究科における授業科目の履修等)

第14条 本大学院では、他大学院の授業科目を履修することが、院生にとって教育研究上有益であると認めるときは、当該他大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項により履修した単位は、10単位を超えない範囲で本大学院での修得単位とみなすことができる。

(他大学院又は研究所等における研究指導)

第15条 本大学院は、教育研究上有益と判断したときは、院生が、国内外を問わず、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項により研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 本大学院は、院生が本大学院に入学する前に本大学院及び他大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て、本大学院において修得した履修単位とみなすことができる。

- 2 本大学院の履修単位としてみなすことができる単位数は、第14条の履修単位を含め15単位までとする。

(教育課程の弾力的な履修(長期履修を含む))

第16条の2 修士課程及び博士前期課程において、第5条に規定する標準修業年限にかかわらず、特定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了する学生(以下「フレックス履修生」という。)となることを志願する者が

あるときは、当該研究科の研究科委員会による選考を経て、学長は、フレックス履修生としての入学並びに履修を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フレックス履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 課程修了の要件及び学位の授与

(修士課程・博士前期課程修了の要件)

第17条 本大学院修士課程及び博士前期課程修了の要件は、本課程に2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第16条の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合は、1年を超えない範囲で当該学生の在学期間を短縮することができる。ただし、当該課程の在学期間を1年未満に短縮することはできないものとする。

(博士後期課程修了の要件)

第18条 本大学院博士後期課程修了の要件は、博士後期課程に3年以上在学し、必修科目の2単位と授業科目から8単位以上及び研究指導8単位と合わせ18単位以上修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士課程・博士前期課程を在学期間1年以上2年未満で修了した者（大学院設置基準第3条第3項の規定による場合を含む）については、前項ただし書きの在学期間は、修士課程又は、博士前期課程における在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第19条 本大学院修士課程及び博士前期課程修了者に授与する学位は、修士（経営情報学）、修士（文学）、修士（スポーツ健康学）とする。

2 本大学院博士後期課程修了者に授与する学位は、博士（経営情報学）とする。

3 前項に定めるもののほか、本大学院博士後期課程を経ずに、あるいは修了せずに、博士の学位を得るための審査を請求した者については、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有する者と認定されたとき、博士の学位を授与する。

4 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(資格の取得)

第19条の2 本大学院において、教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。ただし、当該免許教科についての中学校又は高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を取得している者、及び所要資格の取得を可能とする者でなければならない。

研究科	専攻	教育職員免許状の種類	免許教科
人文学研究科	人文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語、英語
		高等学校教諭専修免許状	
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
スポーツ健康学研究科	スポーツ健康学専攻	中学校教諭専修免許状	保健体育
		高等学校教諭専修免許状	

2 前項に定める専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位を、各研究科配当の関係科目から修得しなければならない。

第6章 入学、休学、復学、退学及び除籍

（入学期）

第 20 条 入学の時期は、4 月 1 日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 16 条の 2 に定めるフレックス履修生については、その履修形態の特性により、入学時期を 10 月 1 日とすることができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、博士後期課程については、修士課程修了または同等の資格を有すると認定された時以降の学期の始めに入学することができる。

（入学資格）

第 21 条 本大学院の修士課程又は博士前期課程に入学する資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 大学に 3 年以上在学し、且つ、所定の単位を優れた成績をもって修得したと本大学院が認めた者
 - (6) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 本大学院博士後期課程に入学する資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

第 22 条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

（入学者の選考）

第 23 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第 24 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の学生指導資料及び入学誓約書を提出するとともに、所定の学納金を納入しなければならない。

- 2 保証人のうち 1 名は学生の両親若しくはこれに準ずる者とし、他の 1 名は独立の生計を営む者を充てなければならない。保証人は院生の在学中の一切の責任を負うものとする。保証人の身分、住所等に異動を生じたときは、直ちに届け出なければならない。
- 3 学長は、第 1 項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（休学）

第 25 条 疾病その他やむを得ない事由により、3 ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することが出来る。ただし、疾病の場合は医師の診断書、その他の場合は詳細な事由書を添えるものとする。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は、修士課程及び博士前期課程は通算して 2 年、博士後期課程は通算して 3 年をそれぞれ超えることができない。
- 4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

（復学）

第 26 条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。ただし、復学の時期は各学期の始めとする。

- 2 疾病による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

（退学）

第 27 条 退学しようとする者は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 28 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第 5 条の 2 に定める在学年数を超えた者
- (2) 第 25 条第 3 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 学納金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(再入学)

第 29 条 本大学院を中途退学した者で、再び同一の研究科に入学を志願する者があるときは、学長は、再入学を許可することができる。

第 7 章 入学検定料及び学納金

(入学検定料・学納金)

第 30 条 入学検定料及び学納金は、別表第 5 のとおりとする。

(学納金の納入)

第 31 条 学納金は、次の期日までに納入しなければならない。ただし、入学手続き時の学納金の納入については、別に定める。

- (1) 前期 4月25日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
 - (2) 後期 10月25日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
- 2 経済的な理由により、前項の期日までに学納金の納入が困難な者は、その期日までに保証人連署の上、延納・分納願を提出し、許可を得なければならない。
- 3 延納・分納の許可を得た者の納入期限は次のとおりとする。
- (1) 前期 9月末日
 - (2) 後期 2月末日
- 4 前項の納入期限までに学納金の納入が困難な者は、延納・分納願の再提出により、さらに延納・分納を認められる場合がある。ただし、その場合の最終期限は修了年度の 2 月末日までとする。

(退学、除籍及び停学の場合の学納金)

第 32 条 学期の途中で退学、又は除籍された者の当該期分の学納金は徴収する。

2 停学期間中の学納金は徴収する。

(休学の場合の学納金)

第 33 条 休学した者については、休学期間中の学納金を免除する。

(学納金の返還等)

第 34 条 既に納入された学納金は返還しない。ただし、入学手続き時の学納金については、所定の期間内に入学辞退の申し出のあった者に限り、入学金以外の学納金を返還する。

第 8 章 教職員組織及び運営組織

(授業及び研究指導の担当)

第 35 条 大学院における授業及び研究指導は、大学院経営情報学研究所（博士前期課程及び博士後期課程）、人文学研究科（修士課程）及びスポーツ健康学研究所（修士課程）に所属する教員（以下「大学院教員」という。）が担当する。ただし、審議の上、必要がある場合には、兼任講師に授業を担当させることができる。

(大学院委員会及び研究科委員会)

第 36 条 大学院に大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、大学院委員会委員長並びに各研究科長及び各研究科から選出された 2 名の教授をもって組織する。
- 3 大学院委員会の委員長は、これを理事長が任命する。

第 36 条の 2 大学院に大学院経営情報学研究科委員会、同人文学研究科委員会及び同スポーツ健康学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 各研究科委員会は、それぞれの研究科に属する専任の大学院教員をもって組織する。ただし、大学院教員の研究業績審査に関しては、当該大学院教員のうち、研究指導有資格者で構成する研究業績審査委員会が審議する。

3 研究科委員会の委員長には研究科長を充てる。

第 37 条 大学院委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 院生の入学に関する事項
- (2) 院生の賞罰に関する事項
- (3) その他学長から諮問された事項

2 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関わる次の事項を審議し、学長に意見を述べることができる。

- (1) 各研究科間の連絡調整に関する事項
- (2) 大学院担当教員の資格審査基準に関する事項
- (3) 大学院学則、学位規程等の制定・改廃に関する事項
- (4) 大学院研究科及び専攻課程の設置改廃に関する事項
- (5) その他研究及び教育に関する事項

第 37 条の 2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学位論文の審査及び課程修了の可否に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 院生の入学、修了に関する事項
- (4) 院生の賞罰に関する事項
- (5) その他学長から諮問された事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関わる次の事項を審議し、学長に意見を述べることができる。

- (1) 研究及び指導に関する事項
- (2) 教育課程の編成及び担当に関する事項
- (3) 教授の指導分担に関する事項
- (4) 試験に関する事項
- (5) 院生の退学、転学、休学、復学、再入学、除籍等に関する事項
- (6) 他の大学院、研究所等における履修に関する事項
- (7) 大学院学則改正の発議に関する事項
- (8) 大学院教員の研究業績審査に関する事項
- (9) 院生の賞罰に関する事項
- (10) その他研究及び教育に関する事項

第 38 条 大学院委員会及び研究科委員会について必要な事項は、別に定める。

第 9 章 研究生、科目等履修生、委託学生及び外国人留学生

（研究生）

第 39 条 本大学院において特定事項を研究しようとする者があるときは、当該研究科委員会の議を経て、研究生として学長が許可することができる。

2 研究生の在籍期間は、3 ヶ月以上 1 年までとし、引き続き研究を希望する場合はあらためて当該研究科委員会の議を経なければならない。

（科目等履修生）

第40条 本大学院の院生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を願い出る者があるときは、院生の学修をさまざまな場合に限りに、当該研究科委員会の議を経て、科目等履修生（以下「履修生」という。）として学長が許可することができる。

2 履修生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した履修生には、その授業科目の所定の単位を与える。

（委託生）

第41条 他の大学院の院生でその大学院の委託により本大学院における授業科目中、特定の授業科目について研究を委託された院生があるときは、当該研究科委員会の議を経て、委託生として学長が許可することができる。

2 官公庁又は研究所等からの委託による場合も前項と同様とする。ただし、そのときは所属機関の委託依頼書を提出しなければならない。

（外国人留学生）

第41条の2 外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、当該研究科委員会の議を経て、外国人留学生として学長が入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格したときは、その授業科目の所定の単位を与える。

第42条 研究生、科目等履修生、委託学生及び外国人留学生に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 賞罰

（表彰）

第43条 院生として表彰に値する行為があった者は、大学院委員会及び研究科委員会の議を経て学長が表彰することがある。

（懲戒）

第44条 本大学院の規則に違反し、又は院生としての本分に反する行為をした者は、大学院委員会及び研究科委員会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する院生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他院生としての本分に著しく反した者

第11章 その他

第45条 大学院運営に必要な事項で本学則に定めのない事項については、金沢学院大学学則の規定を準用する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

（中略）

附 則

（令和2年3月25日改正）

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日現在、在学する学生は、改正後の別表第1、第2及び第3の定めに関わらず、なお従前の例による。

（中略）

附 則

(令和7年3月 日改正)

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日現在、在学する学生は、改正後の第16条第2項、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の定めに関わらず、なお従前の例による。